

お得で 快適な エコな暮らしを！



ゼロカーボンシティ推進事業
私たちの行動で未来が変わる！

始動

朝来市 エコ・ライフスタイル キャンペーン2026

5月18日(月)から受付開始 ※予算の上限に達し次第、終了

電気自動車等

住宅の断熱改修

太陽光パネル蓄電池

電気自動車等普及促進補助金

補助額
最大15万円
(個人の場合)

内容

国補助金の交付を受けた、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車と、V2H(バイ・ツー・エイチ)充放電設備を購入する費用の一部を補助

補助額

電気自動車(普通自動車)、燃料電池自動車：10万円/台
電気自動車(小型・軽自動車)、プラグインハイブリッド自動車：5万円/台
V2H充放電設備：5万円/基



朝来市は、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減し、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。



※詳細は、裏面および市HPをご確認ください。

既存住宅断熱化促進事業補助金

補助額
最大40万円

内容

既存戸建て住宅の省エネルギー性能を向上させる部分改修・全体改修工事、BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)等の省エネ診断に係る経費の一部を補助

補助額

断熱化計画策定及び断熱化工事：補助対象費用の2/5(上限30万円)
省エネ診断：補助対象費用の2/3(上限10万円)



住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金

補助額
最大58万5千円

内容

市内で自らが居住する戸建て住宅に、自家消費するための太陽光発電設備(太陽光パネル)及び蓄電池を一体的に導入する費用の一部を補助

補助額

太陽光発電設備：1kWあたり7万円(上限35万円)
蓄電池：最大14万1千円/kWhの1/3(上限23万5千円)



お問合せ

市民生活部市民課環境推進室 ☎079-672-6120
都市整備部都市政策課 ☎079-672-6127

5月18日(月)から申請受付を開始します

エコ・ライフスタイルキャンペーン 



電気自動車等普及促進補助金

▶内容・補助額

※国補助金の交付を受けた車両等が対象となります。

- ・電気自動車（普通自動車）、燃料電池自動車
10万円/台
- ・電気自動車（小型・軽自）、プラグインハイブリッド自動車
5万円/台
- ・V2H充放電設備
5万円/基

◆受付場所・お問い合わせ先
市民生活部市民課環境推進室
TEL: 672-6120 FAX: 672-1334
Email: kankyou@city.asago.lg.jp

本館1階

▶補助金交付の対象者

- 市内に住所を有する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人事業主
- 上記の者に対して車両を貸与するリース事業者で、補助金相当額をリース期間の月数で除した金額を、補助金がない場合の毎月のリース料金の金額から減額してリース料金を設定している者
- 市税等市の徴収金を滞納していない者



既存住宅断熱化促進事業補助金

▶内容・補助額

※令和8年度の国等の制度改正によっては、現行制度の内容に変更が生じるおそれがあります。ご注意ください。

- ・既存戸建て住宅の省エネルギー性能を向上させる窓・ドアの部分改修や外壁・屋根等の全体改修工事、必要な調査・設計・計画に係る経費

補助対象費用の2/5（上限30万円）

- ・省エネ性能についてBELS等の診断を受けるために必要な経費

補助対象費用の2/3（上限10万円）

※申請前の工事着手は補助対象外となります。事前にお問い合わせください。

▶補助金交付の対象者

- 次のいずれにも該当する市内の既存の戸建て住宅を所有する者
・現状、省エネ基準に適合していない住宅
・省エネ化工事後に省エネ基準以上の性能を有する住宅
・耐震性が確保されている住宅（改修後に耐震性が確保されるものを含む。）
- 市税等市の徴収金を滞納していない者

※次に掲げる区域内に存する住宅は、補助金交付対象外です。
・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
・建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域

住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金

▶内容・補助額

- ・市内で自らが居住する戸建て住宅に、太陽光発電設備（太陽光パネル）及び蓄電池を一体的に導入する経費

【太陽光発電設備】

1kWあたり7万円（上限35万円）

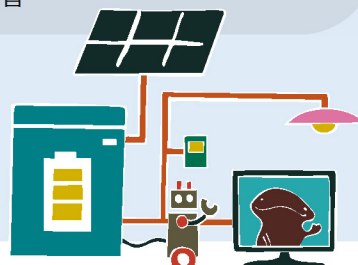
【定置蓄電池】

最大14万1千円/kWhの1/3
（上限23万5千円）

※申請前の工事着手は補助対象外となります。事前にお問い合わせください。

▶補助金交付の対象者

- 市内で自らが居住する新築又は既築戸建て住宅に太陽光発電設備（自家消費型）及び定置用蓄電池を自己所有により一体的に導入する者
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者
- 発電した電力量の30パーセント以上を当該住宅の敷地内で自ら消費する者
- 補助対象設備等の設置に関し、国の他の補助制度を活用しない者
- 市税等市の徴収金を滞納していない者



◆受付場所・お問い合わせ先
都市整備部都市政策課
TEL: 672-6127 FAX: 672-3440
Email: toshiseisaku@city.asago.lg.jp

西館1階

- ◆受付期間 令和8年5月18日（月）から令和8年12月25日（金）まで
※補助金により募集期間が異なります。詳しくはHPをご覧ください。
また、予算の上限に達し次第終了します。

- ◆受付時間 平日の午前8時45分から午後4時45分（祝祭日を除く）
（受付には審査時間を要します。時間に余裕をもってお越しください。）